

8月8日、ついに原子力・エネルギー教育支援事業交付金の交付規則を告示
子どもに悪影響を及ぼす原子力教育を許すな！

東電のデータ改ざんを受け、教育基本法違反の交付事業の中止と 来年度予算への計上断念の要求を文科省に集中しよう！

文科省ついに交付規則を官報で告示

文科省は8月8日、原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則を、文部省告示第162号として官報に発表しました。

これは、原子力・エネルギー教育支援事業交付金を各都道府県に交付する際のマニュアルとなるもので、4億8300万円の交付金を実際に使って原子力推進教育を行う学校や教員を募り始めたのです。

原発推進の電源特会を原資として 位置付けた原子力教育支援事業交付金

交付規則を見て言えることは、原子力・エネルギー教育支援事業交付金そのものに教育基本法違反という重大な矛盾があるにもかかわらず、文科省があくまでこの交付事業を行うことに固執していることです。

たとえば、第1条を「電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第1項第1号に規定する交付金の交付については・・・」と書き始めることによってこの事業が原発推進を目的とする電源特会を原資としていることをしっかり押さえています。

まさに学校教育に原発推進を持ち込むものです。

交付規則には「原子力その他のエネルギーに関する教育」という文言がありますが、「その他」とは言いながら具体的に名前があがっているエネルギー源は原子力以外にはなく、その他の火力、水力、風力、太陽光などは隅に追いやられています。まさに原子力推進を

目的にしていることがその名称からも伝わってきます。

交付金の交付の決定は文科大臣の「審査」に任せられており、文科省が事業内容を選別できる余地を残しておこうとしています。

しかし、年度途中の交付規則の発表でもあり、自治体や各学校の混乱が予想される中、交付の対象は原発推進だけに「狭く」絞るのではなく、とりあえず初年度は幅広い分野に金をバラ撒こうとの魂胆もみえみえで、8月に各都道府県教委に送られてきた交付申請書の記入例を列挙したサンプル集を見ると、原発見学会へのバス代、講演会・説明会の会場費などに混じって、文房具や物理実験で使うすべり抵抗器などを購入する案が示されているのです。

しかも初年度となる今年度は予算を使い切るため申請を、夏休み中の8月15～30日にもできるようにしています（附則に明記）。夏休みで教職員への周知徹底と教職員間の意志疎通のやりにくい時期までを狙っている点には、教職員がいない間に隠然と原子力教育を決定しようという目的と同時に、なんとか予算を使い切ろうという文科省の目論見も透けて見えます。

その上、この交付規則では交付事業の「望ましい」内容までには立ち入っておらず、用語の意義について記した第2条の中で「原子力その他のエネルギーに関する教育」と書いているに過ぎません。「原子力」「エネルギー」「環境」などの文言は上記の交付の諸手続の説明の条文中には一切出てきません。

「原子力」や「原発」という語句を使えず、文科省の真の狙いを声高に打ち出せないとい

— 交付規則の概要 —

交付規則は17条までの条文と附則からなる短いもので、交付の申請、決定、申請取り下げ、交付の条件、実施状況の報告、交付金額の確定、交付金の返還、交付の決定の取り消しなどが決められています。

まず交付の対象は都道府県とされ、原子力施設のない場合は800万円、原子力施設を持っている場合は1000万円、2つ以上持つ場合は1カ所増えるに従い500万円ずつ加算されます。

交付申請をしようとする都道府県（申請者）は毎年4月16日から30日までと、10月16日から10月30日までの2回、所定の申請書を文科大臣に提出。

申請書の提出があったとき文科大臣は、「その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは」通知することになります。

交付金は、事業費、一般事務費、補助金（市町村に対するもの）に分けられています。

決定の通知を受けた者は決定内容とそれに付された条件に不服がある場合、交付申請の取り下げができることとされています。

交付の条件としては、交付金事業の実

施に際し契約をする場合競争入札によること、事業の内容の変更・中止・廃止をする場合は文科大臣承認を受けること、事業が予定期間内に終了しない場合は文科大臣の指示を受けることなどが決められています。

交付金事業者は毎会計年度上期終了後に状況報告書を、事業完了・廃止後に実績報告書を、文科大臣に提出することが義務づけられています。

文科大臣は事業の完了・廃止の実績報告書を受理後、内容の審査、現地調査等により交付すべき交付金の額を確定することになります。

交付金事業者にその確定額を超える交付金が交付されているときは、文科大臣は超える部分の返還を命じ、納付日までに納付しない場合は年利10.95%で計算した延滞金を国に納付することになります。

また、交付の条件に違反した場合、交付金事業以外の用途に使用した場合、状況報告、実績報告の規定に違反した場合は交付の決定の取り消しを行うとしています。

附則は今年度に限り交付申請を8月15～30日、10月16～31日、来年1月6～15日の3度とするとしています。

うことは、今の日本の大半の国民が原発を敬遠し危惧していることが表面化していることの当然の帰結です。

文科大臣が審査・現地調査を根拠に教育内容を実質的に縛るつもり？

しかし、文科大臣は、交付の決定の時点で申請書の審査を行い、交付決定後に勝手に内容を変えられないよう、内容変更には文科大

臣の承認を必要としています。

事業の途中には状況報告の義務があり、終了後には実績報告の必要があります。勝手に内容を変えられないよう、ちゃんと制約が用意されています。

「検閲」で縛るといふ旧態然としたやり方。企業の多くが腐敗し続ける現在、規制そのものは否定できませんが、文科省がこの交付事業で規制を加えるのは国民無視の原発推進が目的で全く話が違います。

どんな名目であれ、一旦電源特会からこの交付金をもらえば、その教員又は学校等が電源特会の趣旨に合わないような教育を行った場合、文科省から原子力推進に向けた「指導」が入り、陰に陽に圧力がかかるであろうことは容易に推測できます。

文科省ついに8月8日各都道府県に
交付申請の要請を強行

都道府県への連絡(8月8日)

標記について原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則を平成14年8月8日付けで告示致しましたので送付いたします。本交付金は学習指導要領の趣旨に沿って都道府県が主体的に実施するエネルギーや原子力に関する教育の取組を支援するものであり、申請等に当たっては、下記の事項にご留意頂くとともに、別記の記入例を参考にして申請等を行って下さい。

また、都道府県におかれては、域内の市(特別区を含む)町村への周知方お願いいたします。

記

・「原子力その他のエネルギーに関する教育」について

交付規則第2条第4号に規定する「原子力その他のエネルギーに関する教育」は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学、高等専門学校及び幼稚園を除く。)において、学校教育活動の一環として、児童・生徒の発達段階に応じて、理科社会科等の教科等及び「総合的な学習の時間」において行われる原子力その他のエネルギーに関する教育を指します。

文科省はなんとしても都道府県から申請を出させるため、「別記の記入例を参考にして申請等を行って下さい」と呼びかけました。

この目論見をなんとしても、つぶす必要があります。その上その展望が見えてきました。

昨年来、市民団体等が文科省交渉で文科省の説明を内容的面では決定的に封じ込め、柏崎市、兵庫県、大阪府など各地の教育委員会で疑問が噴出し、様々な形で追及され、教育基本法に違反するこの交付金の不当性があからさまになってきました。

そのような中で、大阪府教育委員会は「そもそも府が各学校に降るすようなものではない」として府立高校にはこの文書を降るさな

いと表明しています。

東電のデータ改ざん発覚以降、石川、神奈川などの教育委員会がこの交付金事業の扱いに慎重になっているという話が伝わってきました。

反原発派の議員に問い合わせたり、「市民団体は教育委員会まで、原子力教育支援事業交付金の問題についてもっと聞きにこないのか」と反対派へ「秋波」を送る教育委員会も出ています。

「原子力安全文化」とは「トラブル隠し文化」?

東電データ改ざんを受け、

文科省は原子力・エネルギー教育をやめよ

若狭ネットは9月11日付で文科省に原子力教育支援交付金制度の廃止と来年度予算計上を中止するよう求める申入書を、速達で送りました。

東電のデータ改ざん発覚後、経産省などの言う原子力の「安全文化」の実態が露わになりつつあります。ひび割れをないことにして、住民や国民の「不安感」をなくすという、イカサマ文化だったのです。

経産省の委託で今年3月に(財)社会経済生産性本部が全国の小中高校生に向け発行した「60億人のエネルギーと地球環境」では「原子力発電では・・・運転に伴い放射線や放射性物質、最終的には放射性廃棄物が発生するため、これらを厳重に管理し、取り扱う必要があります」と大見得を切っているのです。

原子力に精通している文科省や経産省は「厳重に管理」なんかしていないなんて承知の上。

「だからこそ、電源特会を教育に流し込めばウソだらけの『きたない金』がマネーロンダリングで清らかになる」とでも言い張るのでしょうか。

東電の原発を全部停止しても、東電の発電能力には余裕があるのを知りながら、原子力安全委員会の松浦委員長までもが「(東電が原発を止めるのは)常識的に異常だ」と、損傷をもった原発の運転を推奨する始末です。

このような、電力会社の原発運転姿勢と経産省など国の原発政策へのぬぐいきれない不信感は極度に高ってきています。原発不信を招いた推進側が、どうして子どもたちに原子力教育を「正しく」教えることができるのでしょうか。

私たちは、文科省に対して次の点を強く鋭く迫る行動を、今後とも多くの方々とともに、進めていきます。

原子力・エネルギー教育支援事業交付金4億8300万円の今年度執行を中止すること。

原子力推進予算である電源特会の教育への投入を、同会計法に明文化しこれを改悪した政令第174号(5月22日)を撤回すること。

来年度予算案で原子力・エネルギー教育支援事業交付金の計上を中止し、この制度を廃止すること。

また、各地の教育委員会にも原子力・エネルギー教育支援事業交付金に、いっさい、手を出すなど申し入れましょう。

絶好のチャンスです。今闘えば勝てる展望が出てきました。

各地の取り組みを頑張って、文科省への要求へとつなぎ、文科省の原子力教育支援事業交付金制度の廃止へと追い込みましょう。

